国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2025年度)

作成日 2025/10/27 最終更新日 2025/10/27

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2025年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人鳥取大学
法人の長の氏名		原田 省
問い合わせ先		総務企画部総務企画課(0857-31-6041/ma-seisaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp)
URL		https://www.tottori-u.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
記載事項経営協議会による確認	更新の有無	 記載欄 2025年7月から8月にかけて、国立大学法人・ガバナンスコードの全ての原則等への本学の適合状況について、書面によって経営協議会委員に意思会を行いました。 2025年9月22日開催の令和7年度第3回経営協議会において、各委員からの意見等を踏まえて修正した本学の適合状況を審議し、各委員からの意見を反映させた報告書(案)を作成し、各委員の確認を得た上で、本報告書を表しています。 経営協議会からの主な意見及び対応は以下のとおりです。 補充原則1−4② 【意見】 法人経営を担う人材育成について、本項目では方針の公表と実現状況のフォローアップが求められています。フォローアップの内容がよくわからないのですが、一部の更新されている取組みでよしとなれば問題なしですが、
		継続されている昨年度以前からの事柄についての確認は必要ないでしょうか。 【対応】 ご意見いただきました内容を踏まえ、報告書の内容を次のとおり修正いします。 「本学では、運営から経営への転換を図るため、経営を担い得る人材を画的に育成しています。2021年1月には、今後更に、長期的な視点に立った育成を進めるため、「鳥取大学における経営人材育成方針」を策定しまた。
		■鳥取大学経営人材育成方針 https://www.tottori-u.ac.jp/about/effort/resources/ 本育成方針では、本学の教職員のうち、将来の法人経営を担い得る適性 有する人材に、早い段階から法人経営の感覚を身に着けさせるなどして、引 期的な視点に立って、次代を担う経営人材を育成することとしています。「 方針に基づく、経営人材育成方策の実施状況は以下のとおりです。

- ・各部局の副学部長等を教育研究評議会、各種常置委員会等の学内主要会議 に参画させ、法人経営の感覚を身に着けさせています。その結果、令和7年 4月1日に学部長から1名、副学部長等から3名が副学長に登用されました。
- ・学長特別補佐に、将来の法人経営を担い得る適性を有する人材を含め、 ミッションに応じ5名を登用し、うち3名について大学経営に関する企画立 案を行う大学経営戦略室に配置しています。
- ・各学部の副学部長を教育研究評議会、各種常置委員会等の学内主要会議に 参画させ、法人経営の感覚を身に着けさせています。
- ・学長、理事、副学長、学部長等が出席し大学改革に資する事項について企画立案する「大学改革推進会議」に学長特別補佐及び女性教員を構成員として参画させています。また、教育研究評議会をはじめとする主要な会議に学長特別補佐を陪席させ法人経営の感覚を身に着けさせています。さらに、令和7年10月1日に設置した「経営戦略本部」では、学長特別補佐に加え、准教授クラスを構成員とし、経営戦略に関する計画策定や企画立案を担わせることにより、将来の大学経営の中心的な人材となるべく育成しています。
- ・一般社団法人国立大学協会が主催する研修(「令和6年度国立大学協会政策研究所研究会」(2024年6月)、「「CBTを活用した入学者選抜」及び「入試業務負担軽減」に係るセミナー」(2024年7月)、「令和6年度国立大学法人トップセミナー」(2024年8月)、「第23回大学改革シンポジウム」(2025年1月)、「令和6年度国立大学法人新任学長(就任予定者)セミナー」(2025年2月)等に経営層を参加させ法人経営に活かしています。
- ・学部等の部局においては、部局運営を担う各種委員会に幅広い人材を参画 させるなどして、法人経営に必要な経験を積ませ、将来の経営人材の裾野を 広げています。
- ・事務系職員が教員と対等な立場で「教職協働」により法人経営に参画できるよう法人経営に関する全ての常置委員会に事務局部長等を委員として参画させ、経営の感覚を身に着けさせています。また、人事異動、人事交流、人事評価、OJT、階層別・専門分野別に体系化された研修等を通じて事務系職員個々の能力向上を図っています。」

監事による確認

【確認方法】

本学のガバナンス・コードの適合状況について、担当部署より説明を受け、その内容を監査しました。また、学長・理事等で構成する役員懇談会における審議状況や各事項における担当理事の対応等を確認し、さらに、令和7年度第3回経営協議会(令和7年9月22日開催)において、学外委員からの意見等に対する対応及び適合状況について説明がなされたことを確認しました。

【確認結果】

監事は、本件に係る全ての審議を確認し、経営協議会等の審議状況や監事所見に対する対応状況は適切であることを確認するとともに、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2025年度)」については、すべての原則について実施していることを確認しました。 今後ガバナンス体制のさらなる強化に取り組んでいくために、次の点に 留意願います。今後においても、本学の多様なステークホルダーとの対話を 通じて、より良いガバナンス体制を構築するための継続的な取り組みを期待 します。

【監事所見】

①ダイバーシティの確保を含めた総合的な人事方針の策定

補充原則1-3③において「国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。|と示されています。

本学においては、多様な個性・価値観、ワーク・ライフ・バランスを尊重 するキャンパスづくりを推進するため、ダイバーシティキャンパス推進室の 設置、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行 動計画の策定等、各種施策を実施しています。

また、ダイバーシティの確保における障がい者への取組については、ファーストジョブ支援室をはじめ、全学的に雇用を進めており、令和6年度における障害者雇用率は国が定める基準を達成しています。(法定雇用率2.8%のところ、本学は2.8%)

しかしながら、令和8年7月以降においては法定雇用率が3.0%となることから、より一層の計画的・積極的な雇用が必要となるため、安定的な雇用が可能な体制を構築するべく、それぞれの能力を十分に発揮し、安心して働ける学内環境の整備に取り組むよう、お願いします。

②コンプライアンスの遵守

補充原則4-2④において、「国立大学法人は、学内構成員がコンプライアンスの遵守、内部通報・外部通報の仕組み、行動規範等の目的、意義について正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行うべきである。」と示されています。

本学においては、公的研究費等の不正使用防止、研究活動の不正行為の防止、ハラスメントの防止、情報セキュリティ対策などのコンプライアンスの遵守等について徹底した周知を図るため、研修を含めた各施策、環境整備を実施しています。

また、公的研究費等の不正使用防止については、不正使用を発生させる要因を把握し、「不正使用防止計画」において各リスクに応じた対策を定め、 不正使用防止の施策について全学的に徹底を図っています。

しかしながら、令和6年度において不正使用事案が発生していることを踏まえ、不正防止に向けたより一層の取組の必要性を認識し、あらためて「不正を起こさない、起こさせない」組織風土を徹底していく必要があると考えます。特に、主管部署が各対策の有効性や組織への浸透度を分析し、「不正使用防止計画」の見直しを行う等、継続的に実効性のあるモニタリングを実施し、主管部署として各部局に対して具体的な指導・指示等の積極的な関与が必要と考えます。

【対応】

これらの監事所見については、学長、理事等の執行部で共有し、必要な 改善や検討を行い、ガバナンス体制のさらなる強化に向けた継続的な取組 を進めていきます。

その他の方法による確認		
-------------	--	--

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- □ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・	コードの各原則	に基づく公表内容]
記載事項	更新の有無	記載欄
		本学では、実学を中心に地域とともに歩んで世界へ展開してきた伝統や、
		本学が果たすべき社会的役割を踏まえ、「鳥取大学憲章」を策定していま
		す。
		本憲章では、鳥取大学の基本理念である「知と実践の融合」や、3つの目
		標「1.社会の中核となり得る教養豊かな人材の育成 「2.地球規模及び社会
		的課題の解決に向けた先端的研究の推進 「3.国際・地域社会への貢献及び
		地域との融合 を定めています。
		さらにそのもとに教育、研究、社会貢献にかかる長期的ビジョンとして
原則1-1		「鳥取大学グランドデザイン を定めています。
		これらを実現するため、2030年までに本学が目指すべき方向性や到達し
ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		ておきたい状態を示すものとして「鳥取大学ビジョン2030」を2021年7月に
夫児9るにめの追加		 策定しました。本ビジョンでは以下の3つの目指す鳥取大学像を描き、教職
		 員が一丸となり、社会から信頼され地域に必要とされる大学を目指していま
		す。
		【目指す鳥取大学像Ⅰ】 充実したQOCL(クオリティ・オブ・カレッジラ
		イフ)で学びたい人に選ばれる大学
		【目指す鳥取大学像Ⅱ】 「地域と世界に信頼される研究力」、「地の知を
		世界へ、世界的知を地域へ」 ナンバーワンの研究、オンリーワンの研究で
		国内外をリードする研究推進大学
		【目指す鳥取大学像Ⅲ】 COC(センターオブコミュニティ) 社会に信
		頼され地域に必要とされる地(知)の拠点大学
		なお、ビジョン策定にあたっては、経営協議会学外委員の意見を聴くこと
		はもとより、国内外の動向や2030年の鳥取県の姿を描いた「鳥取県将来ビ
		ジョン」等を参考とするなど、社会の要請の把握に努めました。
		また、2023年3月には、ビジョンの達成のための行動計画「鳥取大学ビ
		ジョン2030アクションプラン」を取り纏めています。
		上記の「鳥取大学憲章」や「鳥取大学ビジョン2030」に基づき、各中期
		目標期間における「中期目標・中期計画」を策定し、公表しています。
		■鳥取大学憲章
		https://www.tottori-u.ac.jp/about/spirit/charter/
		■鳥取大学グランドデザイン
		https://www.tottori-u.ac.jp/about/spirit/design/
		■鳥取大学ビジョン2030
		https://www.tottori-u.ac.jp/about/spirit/vision/
		■中期目標・中期計画
		https://www.tottori-u.ac.jp/about/spirit/mid-plan/

補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等 本学で実施している主な自己点検・評価には、国立大学法人評価、教育プログラム・学生受入、教員の個人業績評価等があり、各理事が委員長を務める常置委員会(評価委員会、教育支援委員会等)が対応しています。

各常置委員会では、各学部・研究科や部局が行った諸活動について自己点検・評価を行っており、この評価結果を踏まえ実質的かつ継続的な改善・向上に取り組んでいます。

これらの点検・評価結果については、学長・理事・副学長等で構成された「大学改革推進会議」において共有するとともに、全学として改善措置が必要なもの(複数の組織で出てきた改善すべき点等)については、同会議において議論、改善計画の作成及び進捗管理を行っています。

その他にも、鳥取大学ビジョン2030のヒアリング等を実施することで、 ビジョンで示した事項の進捗状況を確認し、改善に反映させていくこととし ています。

■法人情報の公表>評価及び監査に関する情報>自己点検・評価報告書 https://www.tottori-

u.ac.jp/about/operation/disclosure/evaluation/self/

上記URLの「■国立大学法人評価に係る自己点検・評価▼」 - 「業務実績報告書【概要版】及び中期計画に係る進捗状況」欄に公表しているように、全学参加の常置委員会である評価委員会において各年度の進捗状況を検証するとともに、実施が十分でない事項については今後の対応策を検討しています。

補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制 本学は、国立大学法人法等の法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しています。

具体的には、「鳥取大学の管理運営に関する規則」において役員(学長、 理事、監事)、職員組織、会議等について規定しています。

なお、国立大学法人法に基づき、経営に関する重要事項を審議する経営協議会、及び教学(教育研究)に関する重要事項を審議する教育研究評議会を設置し、それぞれ「鳥取大学経営協議会規則」、「鳥取大学教育研究評議会規則」において審議事項を定め、公表しています。

また、「鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程」において、経営及び教学に係る、理事及び副学長の業務分担を明確にし、公表しています。

■鳥取大学の管理運営に関する規則

https://www.tottori-

u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000274.html

■鳥取大学経営協議会規則

https://www.tottori-

u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000276.html

■鳥取大学教育研究評議会規則 https://www.tottori-

u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000277.html

■鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程 https://www.tottori-

u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000522.html

補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針 教員の人事に関しては、年齢、性別、人種、国籍にかかわらず、広く教育 及び研究に優れた者を求めることや、教員の配置計画等について全学的な観 点から審議するための教員配置検討委員会を置くことなどを定めた、教員に 係る総合的な人事方針(「鳥取大学教員選考に関する基本方針」)を定め、 公表しています。

なお、本学では教育研究活動を一層活性化するため、目指すべき理想の年齢構成の目標値(若手教員(40歳未満)比率20%)を定め、若手教員を積極的に登用しています。若手教員は多くが任期の定めのない教員であり、若手教員とシニア教員の循環を図っています。(令和6年度における若手教員比率は19.0%)

事務系職員の人事に関しては、国立大学法人等職員採用試験のほか、選考 採用試験を実施し、多様な経験を有する人材の確保に努めています。また、 採用方針、異動方針を明確にし、キャリアパス及び研修体系等を明示した総 合的な人事方針を策定及び公表し、中長期的な職員育成、組織的基盤の充実 強化を図っています。

また、多様な個性・価値観、ワークライフバランスを尊重するキャンパス づくりを推進するため、ダイバーシティキャンパス推進室を設置しているほか、女性活躍推進法及び次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画 を策定しています。

なお、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進に係る行動計画(令和5年4月~令和8年3月)においては女性管理職の割合に係る目標値(20%)を設定し、各種学内委員会など大学の意思決定機関への女性の参画を推進することにより、管理職候補者の育成を図っています(令和6年度における女性管理職比率は18.6%)。

障がい者についても、ファーストジョブ支援室をはじめ、全学的に計画的・積極的な雇用を進めており、令和6年度における障害者雇用率は国が定める基準を達成しています(法定雇用率2.8%のところ、本学は2.8%)。今後もそれぞれの能力を十分に発揮し、安心して働ける学内環境の整備に努めます。

■鳥取大学教員選考に関する基本方針 https://www.tottori-

u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000307.html

■鳥取大学における事務職員等の採用・人員配置・育成について https://www.tottori-

u.ac.jp/common/files/about/recruit/list/recruitment_policy.pdf

補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	本学は、自らのミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案して、その支出を賄える収入(運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入)の見通しを含め、各中期目標期間の6年間の単位で、中期的な財務計画を策定し、公表しています。 ■中期的な財務計画(第4期中期計画p12~p17) https://www.tottori-u.ac.jp/common/files/about/spirit/mid-plan/4th_term_keikaku.pdf
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	本学は、財務諸表、決算報告書のほか、数値的情報で表現しきれない業務及び財務状況等について文章等によって概況を示す「事業報告書」を作成・公表するとともに、教育・研究・診療・社会貢献のトピックス、主な財務諸表の概要、財務データから見た経費等を一般向けにわかりやすく説明することを目的とした「財務レポート<プレミアム>」を作成して、教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)を公表しています。 ■財務に関する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/disclosure/finance/
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	本学では、運営から経営への転換を図るため、経営を担い得る人材を計画的に育成しています。2021年1月には、今後更に、長期的な視点に立った育成を進めるため、「鳥取大学における経営人材育成方針」を策定しました。 ■鳥取大学経営人材育成方針 https://www.tottori-u.ac.jp/about/effort/resources/ 本育成方針では、本学の教職員のうち、将来の法人経営を担い得る適性を有する人材に、早い段階から法人経営の感覚を身に着けさせるなどして、長期的な視点に立って、次代を担う経営人材を育成することとしています。同
	方針に基づく、経営人材育成方策の実施状況は以下のとおりです。 ・各部局の副学部長等を教育研究評議会、各種常置委員会等の学内主要会議に参画させ、法人経営の感覚を身に着けさせています。その結果、令和7年4月1日に学部長から1名、副学部長等から3名が副学長に登用されました。・学長特別補佐に、将来の法人経営を担い得る適性を有する人材を含め、ミッションに応じ5名を登用し、うち3名について大学経営に関する企画立案を行う大学経営戦略室に配置しています。 ・学長、理事、副学長、学部長等が出席し大学改革に資する事項について企画立案する「大学改革推進会議」に学長特別補佐及び女性教員を構成員として参画させています。また、教育研究評議会をはじめとする主要な会議に学長特別補佐を陪席させ法人経営の感覚を身に着けさせています。さらに、令和7年10月1日に設置した「経営戦略本部」では、学長特別補佐に加え、准教授クラスを構成員とし、経営戦略に関する計画策定や企画立案を担わせることにより、将来の大学経営の中心的な人材となるべく育成しています。

	・一般社団法人国立大学協会が主催する研修(「令和6年度国立大学協会政策研究所研究会」(2024年6月)、「「CBTを活用した入学者選抜」及び「入試業務負担軽減」に係るセミナー」(2024年7月)、「令和6年度国立大学法人トップセミナー」(2024年8月)、「第23回大学改革シンポジウム」(2025年1月)、「令和6年度国立大学法人新任学長(就任予定者)セミナー」(2025年2月))等に経営層を参加させ法人経営に活かしています。・学部等の部局においては、部局運営を担う各種委員会に幅広い人材を参画させるなどして、法人経営に必要な経験を積ませ、将来の経営人材の裾野を広げています。 ・事務系職員が教員と対等な立場で「教職協働」により法人経営に参画できるよう法人経営に関する全ての常置委員会に事務局部長等を委員として参画させ、経営の感覚を身に着けさせています。また、人事異動、人事交流、人事評価、〇JT、階層別・専門分野別に体系化された研修等を通じて事務系職員個々の能力向上を図っています。
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	本学では、法人の長である学長が理事及び副学長の業務分担を決定し、「鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程」において明確にし、公表しています。 また、学長特別補佐、学長顧問を任命し、特定のミッションをサポートする体制を整備しています。 ■鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程 https://www.tottori- u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000522.html ■役職員一覧 https://www.tottori-u.ac.jp/about/summary/position-list/
補充原則2-2-1① 【運営方針会議を設置する 法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあ たっての考え方や選任理由	

原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録	本学の役員会は、国立大学法人法で定める事項について、定例(原則月1回)のほか必要に応じて臨時に開催するなど、適時かつ迅速な審議を行っています。 審議事項は経営及び教学に関する重要事項で、「鳥取大学役員会規則(第3条)」において以下のとおり規定しており、これら事項の審議結果を議事要旨として記録し、公表しています。 一 中期目標についての意見に関する事項 二 中期計画など文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 四 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項五 部局長及び施設長の選任、解任及び懲戒に関する事項六 その他役員会が定める重要事項
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	本学では、以下のような観点から外部の経験を有する人材を求めています。 ・法人経営を担う理事については、外部での豊かな経験を有する人材を登用することによって、大学の意思決定プロセスに多様な意見を取り入れられるようにし、それぞれの経験に基づく多様な知見を大学経営に活用しています。なお、現在は、他の国立大学幹部経験者、民間企業等の役員経験者の3名を理事として登用しており、略歴、担当とともに公表しています。・教員については、「鳥取大学教員選考に関する基本方針」において「他大学出身者、女性教員、大学外社会人及び外国人の採用等の促進を図ること」を明記し、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保し、多様な人材を求めることによって経営層候補者の確保に努めています。・その他、法人経営を支える全学的組織の高い専門性を要する職に、学外の経験、知見を有する人材を広く学外から発掘し、現在、研究支援部門、情報基盤支援部門等において、高い専門性を有する学外者を登用しています。 鳥取大学教員選考に関する基本方針 https://www.tottori-u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000307.html 学外理事の登用状況(役職員の経歴) https://www.tottori-u.ac.jp/about/summary/position-list/

補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫 本学は、以下のように選考方針を策定・公表しています。なお、学外委員については専門性を記載のうえ鳥取大学経営協議会構成員を本学公式ホームページにおいて公表しています。

○鳥取大学経営協議会学外委員の選考方針

本学では、教育研究等の業務の成果を最大化するとともに、特色や強みを伸長する戦略的な法人経営を実現するため、経営協議会学外委員の選考にあたっては、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、下記の観点により選考し、本学に期待する様々な意見や有益な助言等を求め、法人経営に活かすこととする。

- 1 学長が戦略的に法人経営を進めるにあたり、本学の基本理念「知と実践の融合」に沿った意見等を求めることができる者
- 2 経済、医療、文化、行政及び教育等の多様な分野における経験と実績を 有する者

また、学外委員にその役割を十分に果たして頂くために以下のとおり運営方法の工夫を行い、学外委員各々の高度な知見及び幅広い経験に基づく意見をいただいています。

- ・審議事項以外にも、本学の運営上の課題等についてご意見をいただき、大学運営に活用することにより、その改善を図ることを目的とした「討議」を行っています。2025年度からは、会議において、毎回、討議の機会を設けることとし、経営協議会を「経営に係る意見交換の場」として位置づけ、法人経営に活かす工夫を行っています。
- ・大学の諸活動や現状への理解を深めていただけるよう、議題とは別に諸活動の報告を行うとともに、日頃より広報物の送付等を行っています。
- ・事前に会議資料を送付し、必要な説明や質問に対応するなど事前のコミュニケーションを十分に図り、それぞれの専門的な立場からの活発な意見の交換が出来る会議運営に取り組んでいます。

■学外委員の選考方針及び運営

https://www.tottori-u.ac.jp/about/summary/conference/management/

補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	鳥取大学学長選考・監察会議は、法人の長(学長)の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長(学長)に必要とされる資質・能力に関する基準を定めています。当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、選考候補者の所信及び意向調査の結果等を総合的に勘案し、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っています。 また、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。 ■基準・選考結果、選考過程及び選考理由 https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/president-select/
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無	本学は、学長選考・監察会議の議を経て、任期(4年)および1回限りの再任(2年)が可能である旨を「鳥取大学の管理運営に関する規則(第4条)」において規定しています。また、任期、再任の可否等については、学長選考基準に含まれ、選考の都度、適切に検討することとしています。4年の任期については、中期目標・中期計画期間等を踏まえ、学長がミッション実現のためにリーダーシップを安定的に発揮することができる期間としており、また、任期の長期化による独裁的な状況の発生を抑止するため、再任は1回限り可能とし、その任期は理事及び部局長の任期も考慮し2年とし、本学公式ホームページにおいて公表しています。 ■鳥取大学の管理運営に関する規則 https://www.tottori- u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000274.html ■鳥取大学長候補者選考基準(令和6年3月21日) https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/president-select/
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き	本学における法人の長(学長)の解任の審査請求は、「鳥取大学長選考等規則」第9条に規定する学長選考に係る意向投票資格者の3分の1以上の者の連署により、経営協議会又は教育研究評議会に対して行うことができるほか、学長選考・監察会議委員の3分の1以上の連署により学長解任の発議をすることができることとしており、具体的な手続きについては「鳥取大学長選考等規則実施細則(第22条~26条)」において規定しています。 ■鳥取大学長選考等規則実施細則 https://www.tottori- u.ac.jp/kouhou/kisokusyuu/reiki_honbun/u095RG00000303.html

補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果	鳥取大学学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価を当該学長の任期の最終年度の前年度(再任による任期の場合は最終年度)に行うこととしています。また、学長選考・監察会議は評価に際して「鳥取大学長職務評価実施要項」を策定しており、評価結果を学長に通知するとともに、本学公式ホームページ上で職員等に周知及び学外に公表することとしています。 なお、前学長(任期:2019年4月1日~2023年3月31日,再任による任期:2023年4月1日~2025年3月31日)の当該評価は、2022年3月及び2025年3月に実施しました。 ■学長の職務の評価にかかる情報 https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/president-select/
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	本学は、「鳥取大学学長選考・監察会議規則」の規定に基づき、以下のように学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由を本学公式ホームページ上で公表しています。 ○鳥取大学学長選考・監察会議委員の選任方法等 【経営協議会選任委員】 経営協議会において、学長選考・監察会議の議論の継続性、委員の有する経済、医療、文化、行政及び教育等の多様な分野における知見・経験のバランス等を考慮のうえ審議の結果、経営協議会学外委員から、学長選考・監察会議委員6人を選任しています。 【教育研究評議会選任委員】 教育研究評議会選任委員】 教育研究評議会において、学内の幅広い意見を参考とするため、各学部長(地域学部・医学部・工学部・農学部)、国際乾燥地研究教育機構副機構長及び医学部附属病院長を学長選考・監察会議委員とすることを申合せ、審議の結果、当該6人を学長選考・監察会議委員として選任しています。 ■学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由 https://www.tottori-u.ac.jp/about/summary/conference/president/
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由	本学においては、令和3年1月25日の学長選考会議において体制の在り方を検討した結果、「現時点では大学総括理事を置かない」という判断を行っています。

基本原則4及び原則4-2	本学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきであることを踏まえ、「鳥取大学内部統制規則」を定め、学長、理事・副学長、部局長の責任を明確にしています。また、学長、理事、副学長(監事は陪席)で構成する内部統制委員会を設置し、自らを律する内
内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しています。 ■内部統制システム運営体制
	https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/internal/
原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫	本学は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保しており、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、大学概要(冊子)や、公式ホームページでの公表を通じ、分かりやすく公表しています。
	■国立大学法人鳥取大学公式ホームページ https://www.tottori-u.ac.jp/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況	本学は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、大学概要(冊子)や、公式ホームページ、Facebook、X(旧Twitter)、Instagram、YouTubeでの公表を通じ、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しています。 なお、公式ホームページは2023年3月にリニューアルし、スマートフォンでの見やすさ、情報の探しやすさ等を重視したデザイン・構成とし、各ステークホルダーが必要とする情報に容易に辿り着けるような形での情報発信に努めています。 『学長からのメッセージ』を公式ホームページへ掲載し、学長のビジョンや思いを広く学内外へ発信しています。そのほか、大学広報誌『風紋』、『大学案内』の発行、『鳥取大学CoREラジオ(FM鳥取)』の放送、附属病院広報誌『カニジル』の発行・『カニジルラジオ(BSS山陰放送)』の放送、『カニジルチャンネル』による研究者のインタビュー動画の発信等を通じて、保護者や受験生をはじめとする広く一般の方々に対し、本学の教育研究活動の状況やその成果を分かりやすく発信することにより、本学の認知度・ブランドカ向上を図っています。 ■国立大学法人鳥取大学 大学概要(冊子)、公式ホームページ(https://www.tottori-u.ac.jp/)等 更に、より積極的な情報発信を行うため、学内向けには決定した大学の方針や重要な施策等を定期的に構成員に配信するとともに、学外向けには学長

本学は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情 報(学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、 学生の進路状況等)を公表しています。 ■学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報 【学生が大学で身に付けることができる能力】 鳥取大学学士課程教育に関する三つの基本方針 https://www.tottori-u.ac.jp/about/spirit/bachelor-policy/ 補充原則 4 - 1② 鳥取大学大学院課程教育に関する三つの基本方針 学生が享受できた教育成果 https://www.tottori-u.ac.jp/about/spirit/gra-policy/ を示す情報 (各学部・研究科においても公表(記載省略)) 【学生の満足度】 学生生活実態調査 https://www.tottori-u.ac.jp/campuslife/life/investigation/ 「鳥取大学の教育力」アンケート調査結果報告書 https://www.tottori-u.ac.jp/institute/international/highedu/evaluation/education/ 【学生の進路状況】 鳥取大学ホームページ「卒業生の就職等状況」 https://www.tottori-u.ac.jp/career/information/graduate/

■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/disclosure/ | 医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/selection/ | 医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.tottori-u.ac.jp/about/operation/safety/